

## 船上における保守のための手引書

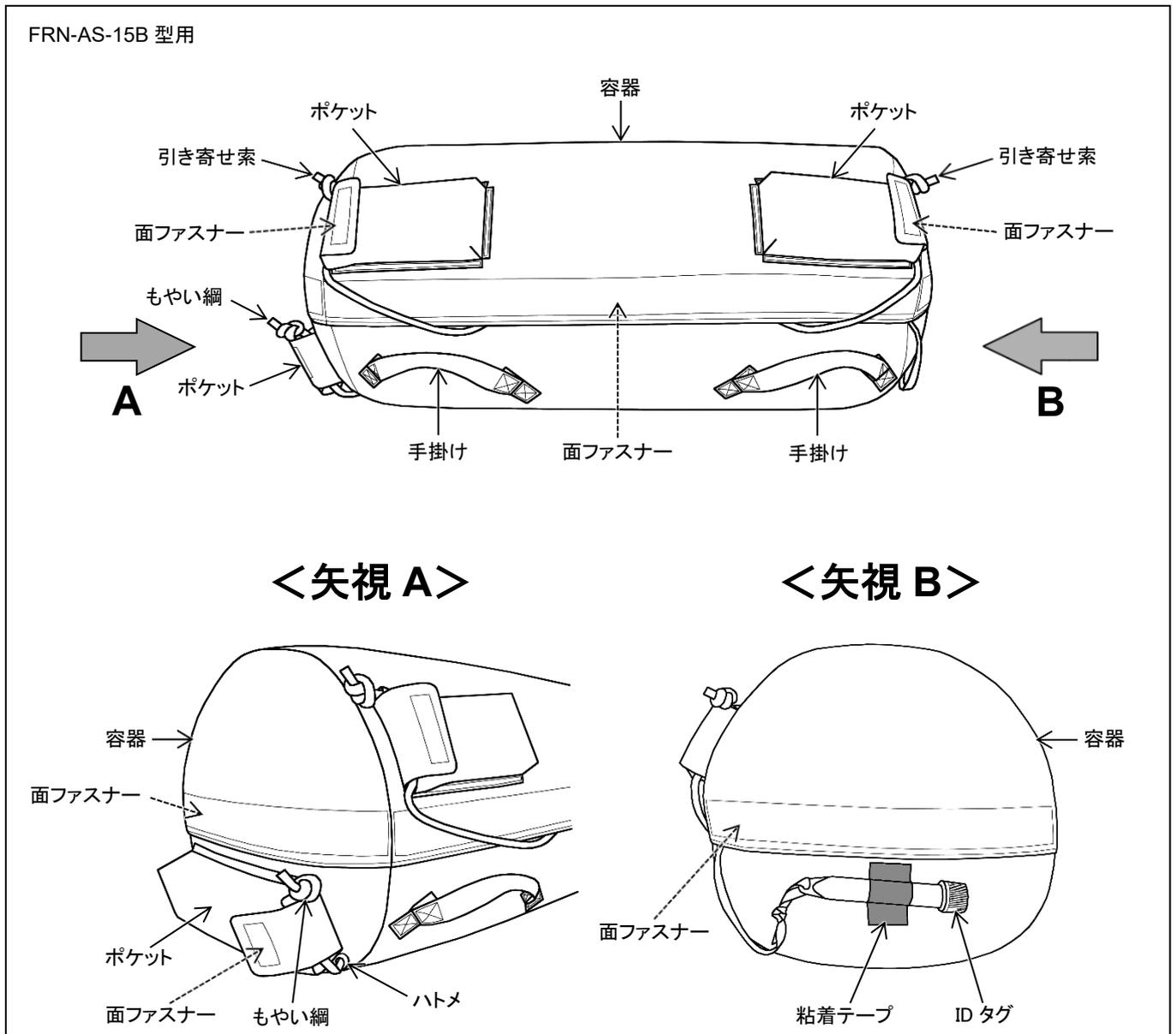
藤倉コンポジット株式会社

この手引書は、船舶救命設備規則第九十六条の三 第三項に基づき、作成されています。

1. 潤滑油を注油する箇所を図
2. 定期的な保守の計画
3. 保守及び修理の指示
4. 点検及び保守の記録のための日誌

※ 潤滑油を注油する箇所はありません。  
 ※ 交換部品及び予備部品はありません。

## 1. 外観図



## 2. 定期的な保守の計画

保守対象	保守項目	週 例	月 例
容 器	1)面ファスナーが外れていないこと。		○
	2)表面に亀裂及び打傷による孔が無いこと。		○
	3)ハトメの脱落が無いこと。		○
	4)縫製部の糸切れが無いこと。		○
もやい綱	1)露出部にペンキ、油等の不純物が付着していないこと。		○
	2)ポケットに収納されていること。		○
引き寄せ索	1)露出部にペンキ、油等の不純物が付着していないこと。		○
	2)ポケットに収納されていること。		○
周 辺	1)投下の妨げとなる物が無いこと。	○	○

## 3. 保守及び修理の指示

保守対象	不具合	処 置
容 器	1)面ファスナーが外れている場合。	面ファスナーを合わせて付け直す。
	2)表面に亀裂及び打傷による孔がある場合。	粘着テープなどで仮貼りする。
	3)ハトメが脱落している場合。	入港時、整備認定事業場に改善を指示する。
	4)縫製部に糸切れがある場合。	入港時、整備認定事業場に改善を指示する。
もやい綱	1)露出部にペンキ、油等の不純物が付着している場合。	軽微な場合は拭取る。入港時、整備認定事業場に改善を指示する。
	2)ポケットに収納されていない場合。	ポケット内に入れ直す。
引き寄せ索	1)露出部にペンキ、油等の不純物が付着している場合。	軽微な場合は拭取る。入港時、整備認定事業場に改善を指示する。
	2)ポケットに収納されていない場合。	ポケット内に入れ直す。
周 辺	1)投下の妨げとなる物がある場合。	直ちに整理する。

## 4. 点検及び保守の記録のための日誌

保守対象	保守項目	設備番号		
		NO.1	NO.2	NO.3
容 器	1)面ファスナーの接合の良・否			
	2)表面の亀裂及び打傷による孔の有・無。			
	3)ハトメの脱落の有・無。			
	4)縫製部の糸切れの有・無。			
もやい綱	1)露出部のペンキ、油等の不純物の付着の有・無			
	2)ポケットへの収納の良・否			
引き寄せ索	1)露出部のペンキ、油等の不純物の付着の有・無			
	2)ポケットへの収納の良・否			
周 辺	1)投下の妨げとなる物の有・無			
所見				

備考: 本日誌は、複写して使用して下さい。